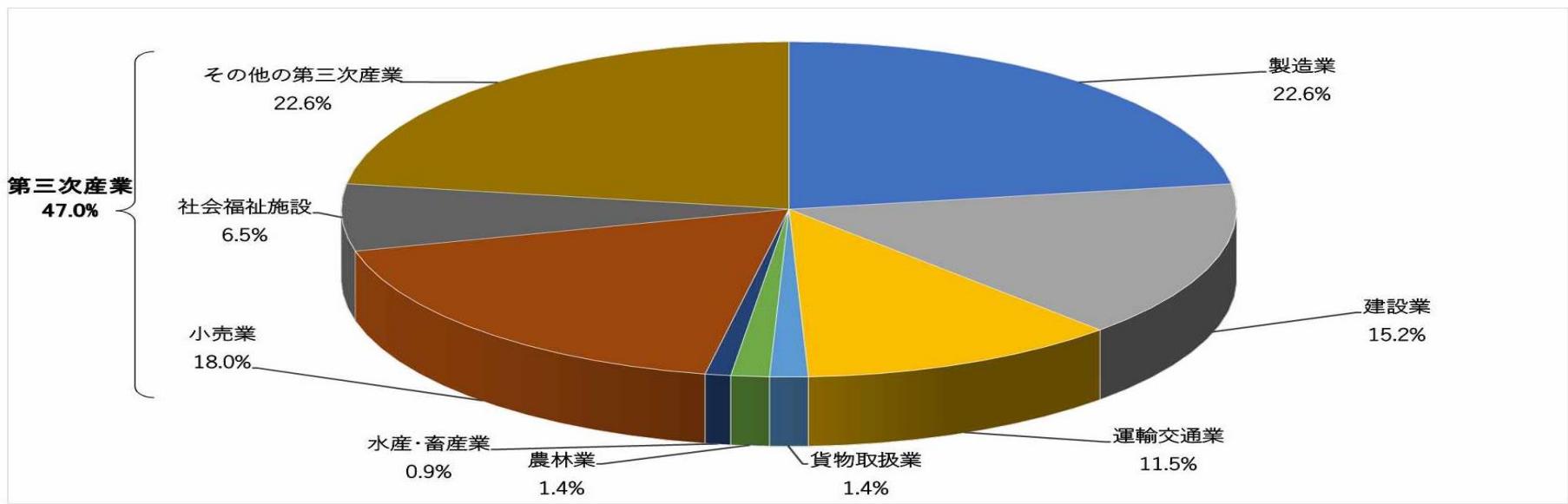


# 労働災害が増加しています

令和7年11月末現在

業種	死亡	休業災害	合計	構成比	対前年	増減率	死亡災害は外数					
							死	亡	休業災害	合計	構成比	占有率
全産業	4	213	217	100.0%	+37	+20.6%	2	15	17	100.0%	7.8%	
製造業	0	49	49	22.6%	+11	+28.9%	0	0	0	0.0%	0.0%	
鉱業	0	0	0	0.0%	-1	-100.0%	0	0	0	0.0%	0.0%	
建設業	1	32	33	15.2%	+7	+26.9%	1	3	4	23.5%	12.1%	
運輸交通業	0	25	25	11.5%	+8	+47.1%	0	2	2	11.8%	8.0%	
貨物取扱業	0	3	3	1.4%	-2	-40.0%	0	0	0	0.0%	0.0%	
農林業	0	3	3	1.4%	+3	+∞	0	0	0	0.0%	0.0%	
水産・畜産業	1	1	2	0.9%	±0	±0	0	0	0	0.0%	0.0%	
第三次産業	2	100	102	47.0%	+11	+12.1%	1	10	11	64.7%	10.8%	
小売業	1	38	39	18.0%	+6	+18.2%	1	7	8	47.1%	20.5%	
社会福祉施設	0	14	14	6.5%	-4	-22.2%	0	0	0	0.0%	0.0%	
その他の第三次産業	1	48	49	22.6%	+9	+22.5%	0	3	3	17.6%	6.1%	

※新型コロナウィルス感染症によるものを除く



令和7年11月末現在において、宇部労働基準監督署管内の労働災害は、製造業、運輸交通業、建設業での労働災害が増加しています。

年末年始は大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増します。

各職場において、非定常作業における安全確認の徹底、作業手順の遵守、安全衛生保護具の点検の実施等、労働者全員で安全衛生活動に取り組むようお願いします。

新年を明るい笑顔でスタートできるよう、本年度の年末年始無災害運動を展開しましょう。



# 製造業におけるはざまれ・巻き込まれ災害を防止しよう！

機械の清掃、異物の除去、修理・点検作業等を行う場合は、機械の運転を停止して作業を行いましょう。

## ① 非定常作業時は運転を停止しよう。

はざまれ・巻き込まれ災害は、機械の掃除・給油・検査・修理等、普段行わない作業（非定常作業）を行っている際に発生する事例が多く見られます。労働安全衛生法では、原則的に機械の掃除・給油・検査・修理等を行う場合は機械の運転を停止することを求めています。

## ② 危険個所への覆いを設置しよう。

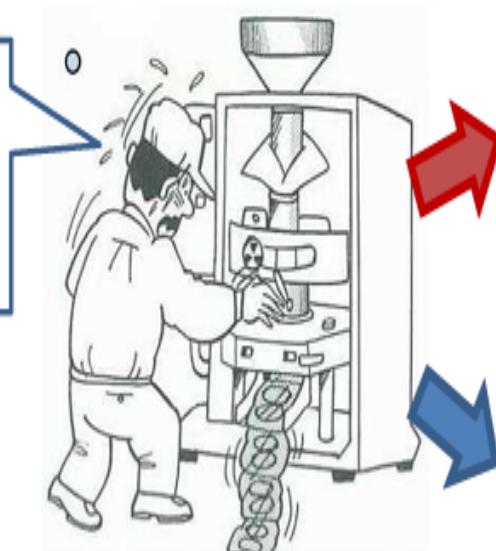
機械の動力伝達部分や加工部分、ベルト等へのはざまれ・巻き込まれの危険がある箇所には安全ガードを設置しましょう。



## ③ 作業手順を遵守しよう。

機械には安全に作業を行うためにあらかじめ定められた作業手順があり、それに従って作業を行うことが求められます。そのため、作業手順が遵守されるよう作業者へ繰り返し教育を実施しましょう。

- ・これくらいのことで機械を止めたらこの後の工程が心配
- ・復旧に時間がかかるのでは？
- ・急に機械を止めて大丈夫だろうか？



このままなんとか乗  
り切ろう！

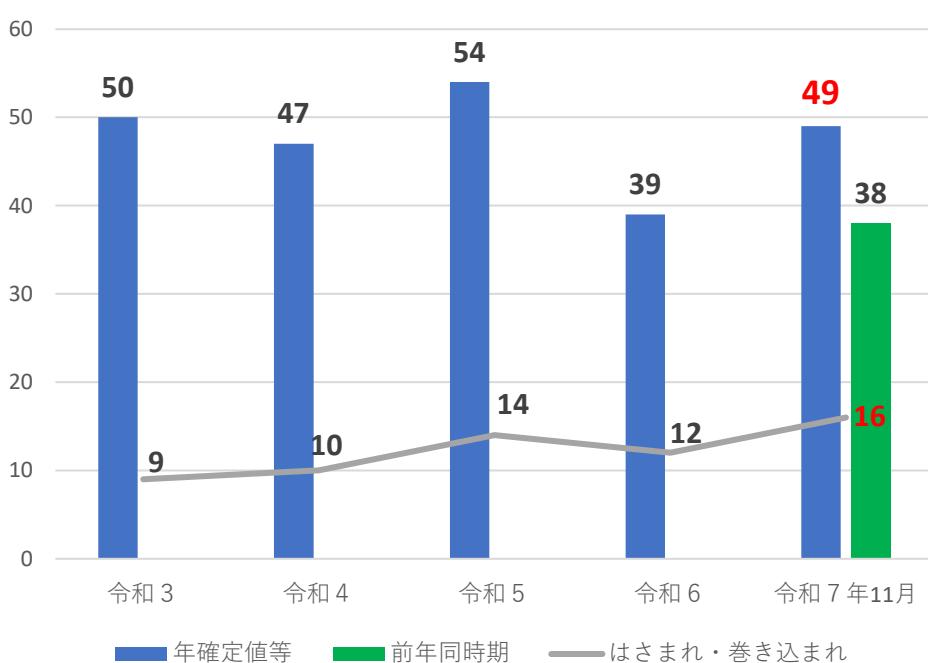


- ・危険個所への覆いの設置
- ・非定常作業時の運転停止
- ・作業手順の遵守

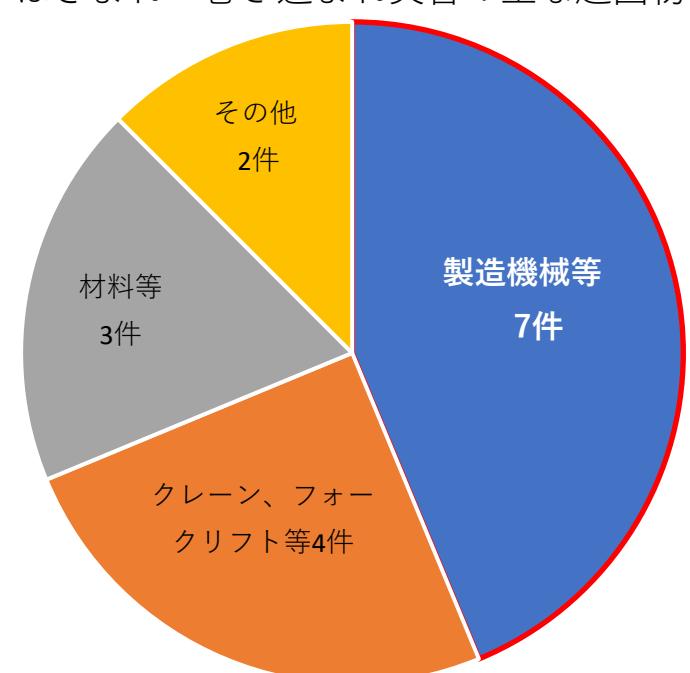
作業手順に従って機  
械を停止させよう！



製造業の労働災害件数



令和7年の製造業における  
はざまれ・巻き込まれ災害の主な起因物



# 運輸交通業での墜落・転落災害を防止しよう！

いつもの作業の少しの不具合が重大事故につながります。

## トラック・荷台等からの墜落・転落による死亡災害

足を滑らせてリアバンパーから  
転落



テールゲートリフターから  
転落

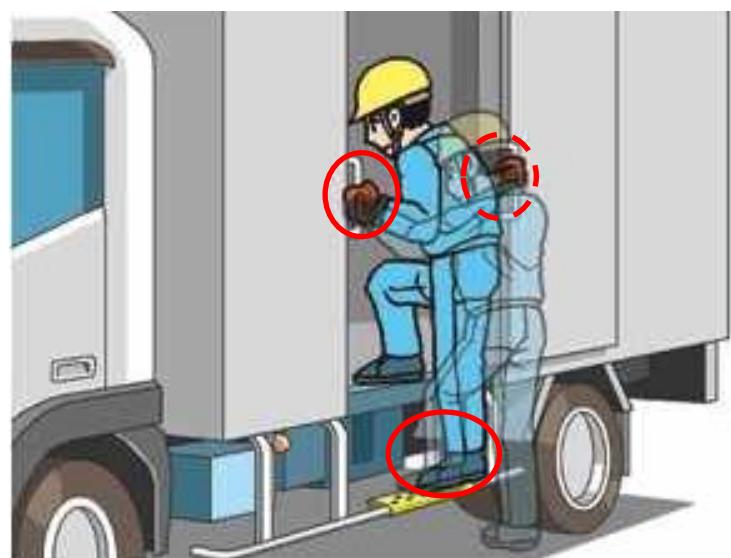


必ず保護帽を着用しよう  
荷台へのステップなど昇  
降設備を設けましょう

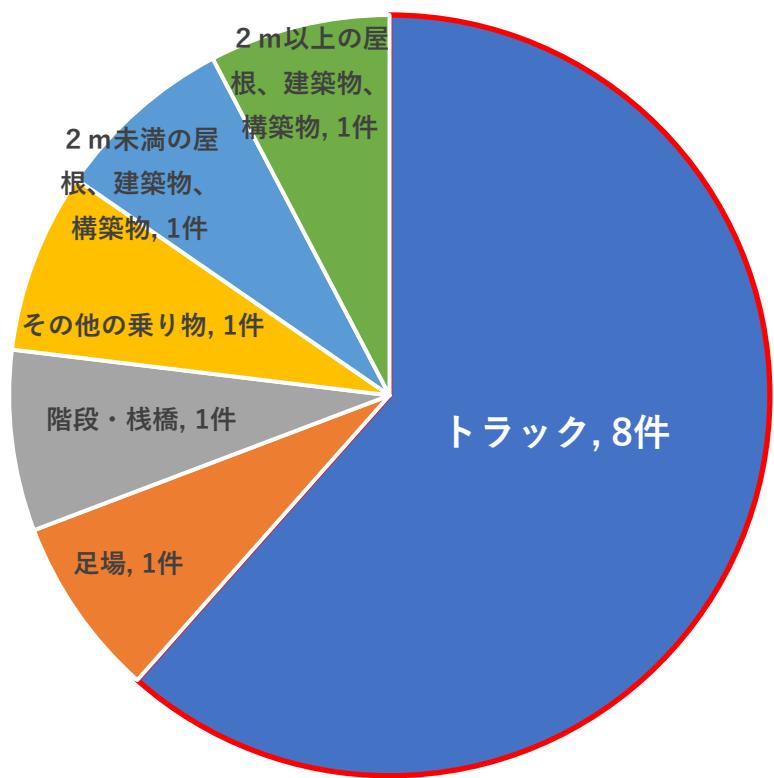
荷役作業における「トラックからの墜落災害」を防止するため、以下の取り組みを行いましょう。

- ① 保護帽（墜落時の保護用のヘルメット）を着用しましょう。
- ② 荷締め、ラッピング等の作業ができるだけ地上から実施するようにしましょう。
- ③ 荷台への昇降は、昇降設備を使用しましょう。
- ④ 荷台・トラックの運転席への乗降時には、  
手足の3点支持で昇降しましょう。

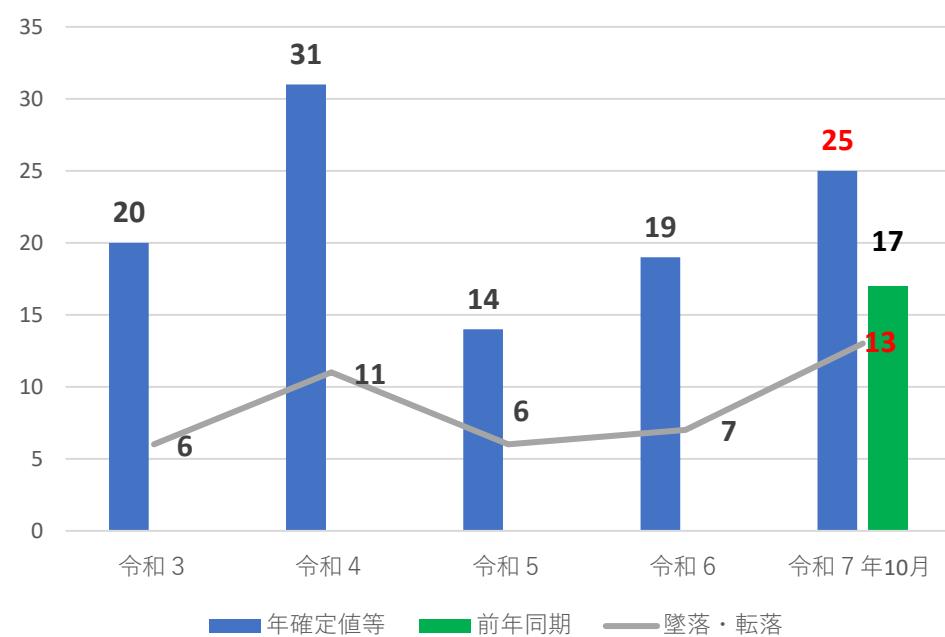
※3点支持（移動時に手足4点のうち、  
3点を固定した場所に確保する。）



令和7年の運輸交通業における  
墜落・転落災害の主な起因物



運輸交通業の労働災害件数



# 建設業における墜落・転落災害を防止しよう！

## 墜落・転落災害防止のポイント

### ① 作業床を設置しましょう。（安衛則第518条）

高さ 2 m 以上の箇所で墜落のおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により、作業床を設けなければなりません。

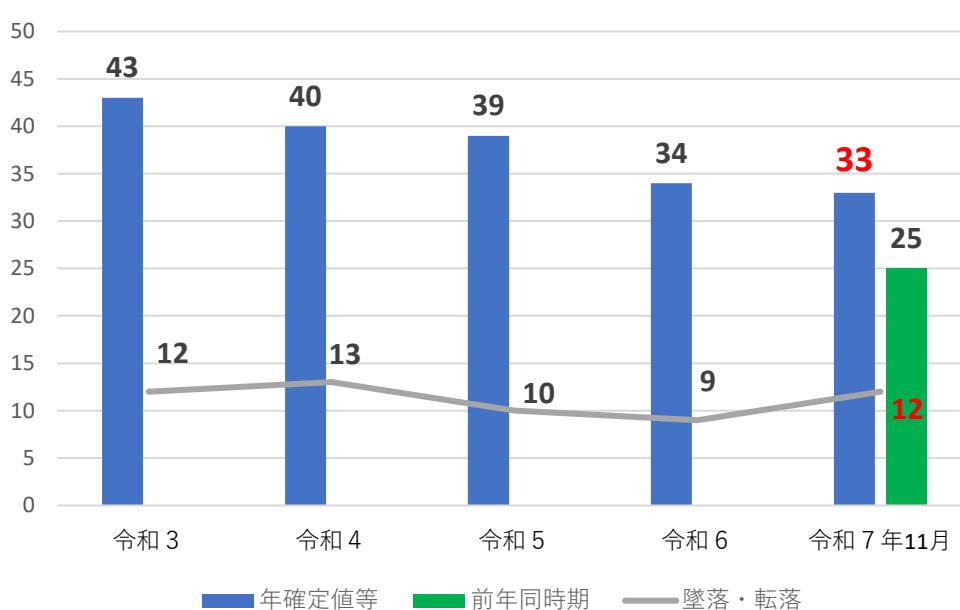
作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置が必要です。

### ② 作業床の端、開口部等に墜落防止措置を講じましょう。（安衛則第519条）

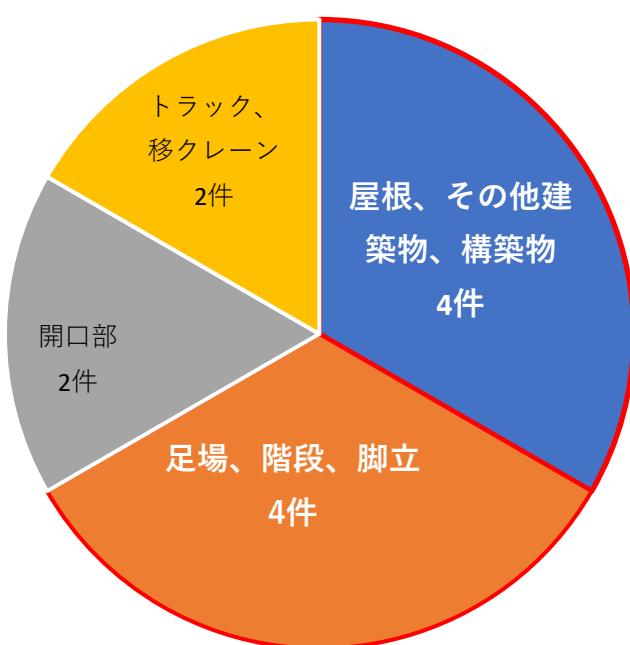
高さ 2 m 以上の作業床の端、開口部等には、囲い、手すり、覆い等を設けなければなりません。

囲い等を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置が必要です。

建設業の労働災害件数



令和7年の建設業における  
墜落・転落災害の主な起因物



#### 移動はしご（安衛則第527条）

- 丈夫な構造
- 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 幅は30cm以上
- すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



#### 脚立（安衛則第528条）

- 丈夫な構造
- 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

